

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	4-1	担当課	障がい福祉課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	第11条の2第1項	許認可等の内容	指定事務受託法人の指定	
<p>(根拠規定)</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>(指定事務受託法人)</p> <p>第十一条の二 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの (以下「指定事務受託法人」という。) に委託することができる。</p> <p>一 第九条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事務 (これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。)</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事務 (前号括弧書に規定するものを除く。)</p> <p>2 指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 指定事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>4 市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 第九条第二項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、指定事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号)</p> <p>(指定事務受託法人)</p> <p>第三条の二 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務 (以下「市町村等事務」という。) を行う事務所ごとに行う。</p> <p>2 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。</p>						

- 二 申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。
- 三 申請者が、法及び第二十二條第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第三号又は前号に該当する者
 - ハ 第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（市町村等事務の運営に関する基準）

第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

（指定事務受託法人の指定の要件）

第六条の二十二 法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(管理者)

第六条の二十六 指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。